

法と良心

— 「良心の自由」を中心に —

憲法第19条に「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と記されています。しかし、歴史的に見れば「良心の自由」は決して自明なものではありませんでした。ヨーロッパにおけるカトリックとプロテスタントの抗争を経て「信教の自由」が徐々に保障され、それが「基本的人権」の基礎を作りました。思想・良心の自由もそこに源泉を持ちます。このシンポジウムでは、東北大学助教授を経て、弁護士に転身し、1998年以降、西成法律事務所を運営する市井の憲法研究者・遠藤比呂通氏を講師として招き、法と良心をめぐる課題を考えます。

入場無料・事前申込不要

- 日時：2018年7月12日（木）16:40 — 18:40
- 場所：同志社大学 今出川キャンパス 同志社礼拝堂
- 講演：遠藤比呂通

（弁護士、憲法研究者）

司会：小原 克博（同志社大学 神学部 教授、
良心学研究センター長）

コメンテーター：

深谷格（同志社大学大学院司法研究科教授）

中西久枝（同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科教授）



■ 問い合わせ 同志社大学 良心学研究センター

CONSCIENCE

E-mail: rc-csc@mail.doshisha.ac.jp <http://ryoshin.doshisha.ac.jp>

良心を世界に—良心を覚醒させる知の連携と知の実践 良心学研究センターは、現代世界における「良心」を考察し、その応用可能性・実践可能性を探求することを通じて、学際的な研究領域として「良心学」を構築し、さらにその成果を国内外に発信し、新たな学術コミュニティを形成することを目的としています。